

国家版權局による著作権の行政法執行業務における 証拠審査と認定問題に関する通知 (意見募集稿)

中国共産党中央弁公庁、國務院弁公庁による『知的財産保護の強化に関する意見』を着実に貫徹・実行し、著作権の保護をより一層強化し、著作権の行政法執行効力を向上させ、著作権の行政法執行業務体制を整備し、権利者の権利行使の負担を軽減し、良好なビジネス環境を醸成するために、著作権の行政法執行業務における証拠審査と認定問題について次のとおり通知する。

一、権利の証明について

1. 苦情申立人が著作権行政法執行部門に対して苦情を申し立てる場合、著作権行政法執行部門は、苦情申立人に対し、その主張する著作権又は著作隣接権の証拠の提出を要求しなければならない。

2. 苦情申立人は、著作権又は著作隣接権の帰属を証明する初歩的な証拠として、次に掲げる資料のいずれかを提出することができる。著作物の草稿・現本、合法的な出版物、著作権登録証書、権利取得の契約書、著作権集団管理組織、国家著作権行政管理部門から指定された著作権認証機構によって発行された著作権認証文書、権利帰属を推定できるその他の初歩的な証明文書。

3. 著作権行政法執行部門は、苦情申立人から権利主張された著作物（実演、録音物）が、『中華人民共和国著作権法』による保護を受けており、かつ保護期間内にあることを確認しなければならない。反対証拠がなく、かつ苦情被申立人から異議が申し立てられなかった場合、著作権行政法執行部門は、当該著作物（実演、録音物）には、苦情申立人の主張する著作権又は著作隣接権が存在すると推定しなければならない。

4. 反対証拠がない場合、著作権行政法執行部門は、通常の方法で署名をした作者、出版者、実演者又は録音物の製作者を、当該著作物（実演、録音物）の著作権者又は著作隣接権者と推定しなければならない。

5. 著作権行政法執行部門は、署名による権利帰属を推定するにあたって、苦情被申立人が反対証拠を提出できない場合、苦情申立人に対し、その権利の存在を証明するため、又は既に許諾を受けている或いは苦情被申立人の行為が権利侵害を構成していることを証明するために、著作権又は著作隣接権の許諾、譲渡契約書又はその他の書面による証拠を提出することを要求しなくてもよい。

二、権利侵害の証拠について

6. 苦情申立人が著作権行政法執行部門に対して苦情を申し立てる場合、著作権行政

法執行部門は、苦情申立人に対し、苦情被申立人がその著作権又は著作隣接権を侵害しているとする証拠の提出を要求しなければならない。

7. 苦情申立人は、その権利を主張する著作物（実演、録音物）が権利侵害されている証拠として、次に掲げる資料のいずれかを提出することができる；権利侵害著作物（実演、録音物）及び購入記録、権利侵害行為に関わる勘定、契約書及び加工・製作の際の帳票、権利侵害行為を証明するための写真又はウェブページのスクリーンショット、出版者、複製発行者が授権・許諾文書を偽造、改竄し又は授権・許諾範囲を超えたことを証明するための証拠、権利侵害行為を証明できるその他の証拠。

8. 苦情申立人は、電子データを証拠として提出する場合、電子データの抽出、収集、記憶、伝送過程の証明資料を同時に提出しなければならない。著作権行政法執行部門は、電子証拠の合法性、真実性及び関連性について審査し、その証明力を総合的に判断しなければならない。

三、権利侵害の認定について

9. 苦情被申立人が相応の証拠を提出できず、反対証拠もない場合、著作権行政法執行部門は、苦情申立人から提出された権利証明文書、書面声明及び権利侵害の証拠等の関連証拠資料に基づき、苦情被申立人が権利侵害に当たると認定することができる。

10. 『中華人民共和国著作権法』第五十三条の規定により、複製品の出版者、製作者はその出版、製作行為が合法的に授権されたものであることを証明できない場合、又は複製品の発行者がその発行した複製品が合法的な出所に由来するものであることを証明できない場合、著作権行政法執行部門は、それらが権利侵害に当たると認定することができる。

11. 苦情被申立人が、著作権者又は著作隣接権者の許諾を得た旨を主張する場合には、許諾を受けた証拠を提出しなければならない。著作権行政法執行部門は、これを調査・確認しなければならない。苦情被申立人が相応の証拠を提出できず、反対証拠もない場合、著作権行政法執行部門は、権利侵害に当たると認定することができる。

12. 著作権行政法執行部門は、法執行の過程において、科学技術又は専門知識を利用して専門的な問題を鑑別・判断し、かつ鑑定意見を提供する必要がある事項について、鑑定機構に鑑定を委託することができる。苦情被申立人が権利侵害に当たると直接認定することができる場合、著作権行政法執行部門は、鑑定機構に鑑定を委託しなくてもよい。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。